

令和5年第1回 教育委員会会議 定例会 会議録

1 日時 令和5年1月26日(木) 14時06分～14時23分

2 場所 教育委員会会議室

3 出席者

教育長 武井政一

委員 上田敬子(議長)、大隈恵子、高石双樹、安永卓生

事務局職員

教育部長(山田哲史)、教育総務課長(梶原康治)、学校教育課長(桑原昭佳)、
学校教育課長補佐(吉村浩一、平田隆輔、有吉ひろみ)、学校給食課長(宮本敏行)、
生涯学習課長(安藤孝市)、生涯学習課長補佐(石川律子)、文化課長(坂口信治)、
文化課文化財保護推進室長(原孝徳)

書記

教育総務課総務係長(大久保恵子)、教育総務課総務係員(赤坂夏歩)

4 案件

(1) 議決事項

議案第1号 飯塚市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

議案第2号 飯塚市立図書館利用者登録及び利用者カードに関する取扱要綱の一部を改正する告示

(2) 報告事項

報告第1号 飯塚市文化財保存活用地域計画の認定について

(3) 協議事項

教育行政について

◆令和5年第1回教育委員会会議 定例会 会議録

(開催日時：令和5年1月26日(木) 14時06分～14時23分)

○上田委員

ただいまより令和5年第1回教育委員会会議 定例会を開会いたします。

■議案第1号 飯塚市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

《説明：生涯学習課長(安藤孝市)》

議案第1号「飯塚市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

飯塚市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、図書館及び地域館の管理を地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるため、令和4年第6回飯塚市議会において飯塚市立図書館条例の一部を改正する議案を上程しまして、可決いただきました。これに伴いまして飯塚市立図書館条例施行規則の一部を改正するため、本案を提出するものでございます。

現在、飯塚市立図書館においては、穂波図書館及び穎田図書館を除く市立図書館3館の管理を指定管理者が行っておりますが、令和5年4月1日から穂波図書館及び穎田図書館を含めた5館を指定管理とします。よって、現行の規則第2条の2に記載のある読替規定について、指定管理者が管理する場合について、条文を整理するものでございます。

以上、簡単ではございますが、飯塚市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、説明を終わらせていただきます。

(原案可決(全会一致))

■議案第2号 飯塚市立図書館利用者登録及び利用者カードに関する取扱要綱の一部を改正する告示

《説明：生涯学習課長(安藤孝市)》

議案第2号「飯塚市立図書館利用者登録及び利用者カードに関する取扱要綱の一部を改正する告示」について説明いたします。

議案書3ページをお願いいたします。飯塚市立図書館利用者登録及び利用者カードに関する取扱要綱の一部を改正する告示につきまして、図書館及び地域館の管理を地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるため、飯塚市立図書館条例の一部を改正する議案を令和4年第6回飯塚市議会に上程し、議案が可決されました。これに伴いまして飯塚市立図書館利用者登録及び利用者カードに関する取扱要綱の一部を改正するため、本案を提出するものでございます。

現在、飯塚市立図書館においては、穂波図書館及び穎田図書館を除く市立図書館3館の管理を指定管理者が行っておりますが、令和5年4月1日より穂波図書館及び穎田図書館を含めた5館を指定管理とします。よって、現行の要綱第5条に記載のある規定について、指定管理者が管理する場合について、条文を整理するものでございます。

また、第2条「証明書」(2)に住民票とありますが、住民票は市民課が管理している住民票の原本のことになりますので「住民票の写し」に文言を修正しております。

以上、簡単ではございますが飯塚市立図書館利用者登録及び利用者カードに関する取扱要綱の一部を改正する告示について、説明を終わらせていただきます。

(原案可決(全会一致))

■報告第1号 飯塚市文化財保存活用地域計画の認定について

《説明：文化課長（坂口信治）》

報告第1号 飯塚市文化財保存活用地域計画の認定についてご説明いたします。

議案書の6ページをお願いします。本計画は、文化財保護法に規定される、地域における文化財の保存・活用に関する総合的な計画でございます。令和3年度から令和4年度にかけまして、飯塚市文化財保存活用推進委員会及び飯塚市文化財保護審議会での協議・審議を重ね、昨年11月24日に申請を行い、12月16日に文化庁から認定されたものでございます。

別冊の飯塚市文化財保存活用地域計画をご覧ください。まずは、表紙の次にあります目次をご覧ください。

計画作成の背景と目的などを示した序章を設け、飯塚市の概要を示した第1章から計画の推進体制を示した第10章までの全11章及び資料で構成しております。

1ページをお願いいたします。

まず序章では、計画作成の背景と目的、文化財の定義、計画期間などを記載しております。計画期間は、令和5年度から令和14年度の10年間としております。

7ページ、第1章では「飯塚市の概要」を記載しております。

29ページ、第2章では、「飯塚市の文化財の概要」として、文化財の指定や登録の状況や文化財の類型別概要などを記載しております。

50ページでは、第3章として「飯塚市の歴史文化の特徴」を記載しております。

次に66ページをお願いいたします。第5章では、「文化財の保存・活用に関する将来像と基本方針」として、本市が目指す文化財の保存・活用に関する将来像を定めております。その将来像につきましては、66ページ中段に記載しておりますが、「文化財を守り育む・文化をつなぐまち」と定め、その実現に向けた3つの基本方針を記載しております。

67ページ、第6章では、「文化財の保存・活用に関する現状と課題」を記載しております。

71ページ、第7章では、「文化財の保存・活用に関する方針」を記載しております。

73ページ、第8章「文化財の保存・活用に関する措置」及び79ページからの第9章「関連文化財群の保存・活用に関する措置」においては、第6章の課題及び第7章の方針を踏まえて実行する具体的な事業を示しております。

86ページ、第10章では、「文化財の保存・活用の推進体制」を記載し、88ページ以降の資料としまして、本計画策定にあたって実施を行いました市民アンケートの結果やワークショップのまとめを記載しております。

今後につきましては、本計画に基づき、市と市民協働の取組みによって基本方針に係る事業を実施し、市内の文化財における保存・活用を推進してまいります。

以上で報告を終わります。

○大隈委員

大変興味深く読ませていただきました。私は元々飯塚出身ではないのですが、改めて飯塚の歴史を知ることができたと思います。学校とかにも置いてもらえると、子どもたちが学習だけでなく、気軽に手に取って、自分達のまちのことを知る良い機会になるのではと思います。飯塚市外からもたくさんの方が入ってきているので、病院の待合や駅等の公共の施設でも手に取ることができるといいなと、全部ではなくてもいいので、ちょっとした簡単な冊子ができるといいなと提案させていただきました。

○文化課長

本計画につきまして、学校での活用についてなど、今後検討していきたいと思います。また、本計画については、概要版を作成する予定としていますので、市民の方に手に取っていただけるように、工夫していきたいと考えております。

○安永委員

素晴らしいものが出来上がっていると思います。公表について、冊子だけなのか、電子的に公表するような場ができるのかを教えてくださいたいと思います。

○文化課長

本計画につきましては、先ほど説明しました通り、概要版を作成するようにしています。こちらについては紙ベースで手に取っていただけるような工夫をしたいと思います。この地域計画につきましては、飯塚市のホームページからも閲覧できるように既に掲載をしております。

○安永委員

ありがとうございます。概要版の方もできればPDF化等もして出していただいて、活用できるようにしていただきたいなと思います。

■教育行政について

○大隈委員

今大分コロナ感染も落ち着いていますけれども、インフルエンザの流行の状況が分かれば教えてくださいたいです。少しずつ流行ってきていると聞いておりますので。

○学校教育課長

インフルエンザについては、まだ上がってきていない状況です。報告書は後から上がってきますので、いくつかあるかとは思いますが、学級閉鎖等もありません。

(継続審議)

○上田委員

以上をもちまして、本日の全ての議題の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第1回教育委員会会議 定例会を閉会いたします。

なお、次回定例会につきましては、令和5年2月16日（木）14：00からです。